

見積依頼公告

平成30年1月12日

次のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合わせに付します。

支出負担行為担当官

水戸地方法務局長 福田 勝

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 物品供給契約（非常用備蓄食料等）
- (2) 規格・仕様等 仕様書による
- (3) 納入場所及び納入期限 仕様書による

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、資格の種類が「物品の販売」で「A、B、C又はD」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、本件見積合わせについて、一の会社（法人）からは一の参加しかできない。
- (4) その他、水戸地方法務局オープンカウンター方式実施要領（以下実施要領という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310-0011 水戸市三の丸一丁目1番42号（駿優教育会館6階）
水戸地方法務局会計課用度係（担当 佐竹）
電話：029-227-9914 FAX：029-227-9929

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成30年1月12日（金）から1月26日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時の間は除く）
- (2) 配布場所 上記3及びホームページ上に掲載

5 仕様書等の質問期限及び照会先

- (1) 質問期限 平成30年1月18日(木) 17時15分まで
- (2) 照会先 上記3のとおり
- (3) 回答日 平成30年1月23日(火)

回答は、ファクシミリにて行う。

6 見積書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年1月26日(金) 17時15分まで
- (2) 提出場所 上記3のとおり
- (3) 提出書類

ア 見積書(適宜の様式を使用し、封書に入れ密封し、かつ、その封書に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年1月12日付け見積依頼公告・物品供給契約(非常用備蓄食料等)」と朱書すること。)

イ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をするものでないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」

エ 仕様書に掲げる仕様相当品の同等品を納入する場合は、「同等証明書(添付資料として納入物品のカタログ集又は資料、その他仕様書の規格を満たしていることを証明する資料)」

- (4) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

- (5) その他

見積書は、仕様書及び実施要領を熟読の上、作成すること。

7 見積合わせの日時

平成30年1月29日(月) 10時00分(非公開)

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

10 見積書の無効

本公告に示した見積合わせ参加に必要な資格のない者のした見積及び見積合わせに関する条件並びに実施要領に違反した見積は無効とする。

- | | | |
|----|-----------|-------|
| 11 | 契約保証金 | 免除する。 |
| 12 | 契約書の作成の要否 | 否 |
| 13 | 請書提出の要否 | 要 |

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 福田 勝 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
水戸地方法務局長 福田 勝 殿

所在地

商号または名称

代表者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記権限を委任いたします。

記

物品供給契約（非常用備蓄食料等）の見積りに関する一切の件。

受任者 住所

氏名

使用印鑑

